

## 環境社会配慮助言委員会の設置要項

### 1. 目的

本要項は、国際協力機構（以下、「JICA」という。）が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会（以下、「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 委員会の業務

#### (1) 協力事業にかかる助言

##### 対象とする事業

カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、以下の業務を行う。

ア) 協力準備調査に対して助言を行う。

イ) 環境レビュー段階及びモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。

ウ) 開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。

エ) 緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続きの報告を受け、JICA から求められた場合には助言を行う。

##### 助言の方法

助言は文書で行う。助言を記載した文書は保存するとともに、速やかにウェブサイトで公表する。

#### (2) 運用面の見直しにかかる助言

JICA が行うガイドラインの運用面の見直しについて、JICA から求められた場合には助言を行う。

### 3. 委員会の構成と機能

委員会は、環境社会配慮及び JICA 事業に係る十分な知見を有する外部の専門家から構成される。

委員会では、B 案件のうち、助言が必要なものがあるか否かの判断を行う。

助言作業の効率化を図るため、委員会のもとに複数のワーキンググループ（WG）を設けておき、助言案を作成する。

委員会では、担当する WG を決定し、作業を依頼する。

委員会は、WG から助言案の報告を受け、その内容を確認して、助言文書を確定のうえ、JICA に助言する。

この委員会の会合で助言文書を確定できなかった場合等は、必要に応じて電子的手段によるコミュニケーションによる確定を行うことも可能とする。また、緊急を要する案件の場合は、委員長の判断により、この方法で審議を行うことができる。

#### 4. 委員

委員の任期は原則 2 年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

改選にあたっては委員会の継続性が維持されるよう配慮する。

委員の選考は公募を行った上で、環境社会配慮関連の外部の専門家を中心とする選考委員会で行う。ただし補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。

#### 5. 委員長と副委員長

(1) 委員会に委員長 1 名と副委員長 1 名ないし 2 名を置き、委員の互選により選定する。

(2) 委員長は委員会を代表するとともに、委員会の議事進行役を務める。

(3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は副委員長が委員長の職務を代行する。

#### 6. WG の作業

(1) それぞれの WG は、委員のうち若干名と、その他、必要な臨時委員若干名から構成される。

(2) WG は原則として会合により助言案の作成作業を行う。また、必要に応じ、電子的手段によるコミュニケーションで会合に代えることを可とする。

(3) WG の会合は、当該 WG の構成委員の互選で選定する主査が議事進行を行い、助言案を取りまとめる。

#### 7. 情報公開

委員会の会合はすべて公開で行われる。WG の会合も原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。

また、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。議事録は、発言順に発言者名を記したものを作成し、ウェブサイト上で公表する。ただし、WG は発言者名を記した議事要録でも可とする。

委員会、WG における配付資料もウェブサイト、または、その他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。

## 8. 事務局

委員会の事務局は、審査部環境社会配慮審査課及び環境社会配慮監理課が行う。

## 9. 適用

委員会は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004年4月)に定められた審査  
諮問機関の役割も果たすものとする。

以上